

令和8年2月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行コ)第195号 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成30年(行ウ)第126号)

口頭弁論終結日 令和7年12月16日

判 決

東京都新宿区四谷三栄町14番7号芝本マンション403号

控 訴 人	特定非営利活動法人
	情報公開クリアリングハウス
同 代 表 者 理 事	三 木 由 希 子
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	升 味 佐 江 子
	古 本 晴 英
	秋 山 淳 介
	井 桁 大 介
	高 橋 涼 子

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人	国
同 代 表 者 法 務 大 臣	平 口 洋
処 分 行 政 庁	警 察 庁 長 官
	楠 芳 伸 子
同 指 定 代 理 人	鈴 木 優 香 子
	坂 井 美 香
	志 水 崇 通
	鬼 頭 忠 広 子
	山 城 道 子
	佐 藤 裕 記
	菅 野 有 記

秋 山 真 吾  
川 尻 拓 也

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 訴訟費用（ただし、上告審判決主文第4項に記載されたものを除く。）は、第1審、差戻し前の控訴審、上告審及び差戻し後の控訴審を通じてこれを2分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 3 なお、原判決主文第1項及び第2項は、控訴人の請求の減縮により、失効している。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 警察庁長官が平成28年7月15日付けで控訴人に対してした行政文書一部開示決定中、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成28年法律第51号による改正前のもの。以下「行政機関個人情報保護法」という。）10条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿につき、各項目の内容を記載した部分を不開示とした部分のうち、次の部分を取り消す。
  - (1) 別紙「文書番号」欄記載の番号48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄の記載
  - (2) 別紙「文書番号」欄記載の番号1ないし4、7ないし13、16ないし35、38ないし47、54、67ないし81、101ないし113、121及び122の各文書中の各「備考」欄の記載のうち、別紙「開示する部分」欄で除かれている部分

### 第2 事案の概要等

## 1. 事案の概要

本件は、控訴人が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成28年法律第51号による改正前のもの。以下「情報公開法」という。）に基づき、警察庁長官に対し、行政文書の開示を請求したところ、警察庁の保有する保有個人情報管理簿122通（以下「本件各文書」といい、個別の文書を示すときは、別紙「文書番号」欄の記載に従って「本件文書1」などという。）につき、それぞれの一部を開示し、その余の部分には、情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報（以下「本件各号情報」という。）が記録されているとして、これを不開示とする旨の決定を受けたため、被控訴人を相手に、そのうち不開示部分の取消し等を求める事案である。

## 2 関係法令の定め

「関係法令の定め」は、原判決「事実及び理由」第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 3 前提事実

(1) 本件各文書は、行政機関個人情報保護法10条2項1号又は2号に掲げるものに該当するとして個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外とされている個人情報ファイル1件ごとに、同一の様式を用いて、当該ファイルに関する所定の情報を表形式で記録した文書であり、「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」及び「備考」の各欄から成る。

(2) 警察庁長官は、控訴人から、行政文書の開示請求を受け、平成28年7月15日付けで、本件各文書につき、各欄の項目名の部分を開示し、各項目の内容の部分には、本件各号情報が記録されているとして、これを不開示とする旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

控訴人は、平成30年3月、被控訴人を相手に、本件決定のうち不開示部分の取消し及び本件各文書中の不開示部分の開示決定の義務付けを求めて本件訴えを提起した。

5 (3) 警察庁長官は、控訴人ほか1名から、それぞれ行政文書の開示請求を受け、平成30年1月及び令和元年7月、本件各文書のうち30通につき、それぞれの一部を開示する旨の各決定（以下「別件各決定」という。）をした。

10 (4) 原審は、原判決別表1の各記載欄に「○」を付していない部分については、本件各号情報に該当すると認められる一方、その余の部分については本件各号情報該当性を認めることができず、情報公開法6条1項に基づいて開示されなければならないなどと判断して、本件決定（ただし、後記(5)の本件変更決定前のもの）のうち、原判決別表1記載の各部分（各記載欄に「○」を付した部分）については違法であるとしてこれを取り消し、警察庁長官に対して同部分を開示する旨の決定をするよう命じ、同決定のうちその余の部分の取消請求については棄却し、本件訴えのうちその余の義務付け請求に係る部分  
15 については不適法として却下した。

(5) 控訴人が上記(4)の判決の控訴人敗訴部分を不服として控訴したところ、警察庁長官は、原判決を受け、令和4年4月28日付けで、本件各文書について更にその一部を開示する旨の決定（以下「本件変更決定」という。）をした。

20 本件変更決定で新たに開示された部分は、差戻し前の控訴審判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」の各記載欄に「○」を付した部分であり、これは、原判決で開示を命じられた部分の全ての開示に加え、開示を命じられていない部分についてもその一部を開示したものである（具体的には、①本件文書82ないし84の「備考」欄の全部、②本件文書85ないし100、114ないし120の「保有開始の年月日」欄、「保存場所」欄及び「備考」  
25 欄の全部。甲44、乙26、27）。

控訴人は、令和4年9月20日付け取下書及び同年10月3日付け補充書

を差戻し前の控訴審に提出し、本件訴えのうち本件変更決定で開示された部分に係る訴えを取り下げた。

5 (6) 差戻し前の控訴審は、本件決定（ただし、本件変更決定後のもの）のうち、差戻し前の控訴審判決別紙「開示目録」記載の各部分については違法であるとしてこれを取り消し、警察庁長官に対して同部分を開示する旨の決定をするよう命じ、同処分のうちその余の部分の取消請求については棄却し、本件訴えのうちその余の義務付け請求に係る部分については不適法として却下した。

10 (7) 控訴人は上記(6)の判決の控訴人敗訴部分を不服として上告及び上告受理の申立てをした。

上告審は、上告を棄却する決定をしつつ、上告受理申立てについては、申立ての理由の一部を排除した上で受理し、差戻し前の控訴審が、本件決定（ただし、本件変更決定後のもの）のうち、①上告審判決別紙目録記載1及び2の部分について、本件決定から本件変更決定までに加筆又は変更がされたとした上で、加筆又は変更後の情報の本件各号情報該当性について判断したことを理由に、②同目録記載2及び3の部分について、被控訴人に対し、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであったにもかかわらず、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたことを理由に、いずれも破棄を免れないとし、同目録記載1から3までの部分に記録されている情報の本件各号情報該当性につき更に審理を尽くさせるため、本件を当審に差し戻し、その余の上告を棄却する旨の判決をした。

25 (8) 警察庁長官は、上告審判決を受け、令和7年9月24日付けで、本件各文書について更にその一部を開示する旨の決定（以下「令和7年変更決定」と

いう。)をした(以下、令和7年変更決定によっても開示されなかった部分を「本件不開示部分」という。)

令和7年変更決定で新たに開示された部分は、別紙「開示する部分」欄に記載された部分である(乙31、32(枝番を含む))。

5 控訴人は、令和7年11月28日付け取下書を当審に提出し、本件訴えのうち令和7年変更決定で開示された部分に係る訴えを取り下げた。

(9) 本件における審理の対象は、本件不開示部分(本件決定のうち前記(5)及び(8)の各訴えの取下げに係る部分を除いたもの)である。

(10) 本件各文書の各記載欄の概要

10 ア 「名称」欄

本件各文書の「名称」欄には、当該個人情報ファイルの名称が記載されている(行政機関個人情報保護法10条1項1号参照)。

15 別件各決定において開示された文書の「名称」欄には、例えば「●●●●被疑者DNA型情報ファイル●●●●」(甲12の1。かぎカッコ内の「●●●●」は別件各決定における不開示部分である。以下同じ)、「●●●●処分結果資料●●●●」(甲12の14)などの記載がある(なお、別件各決定により開示されている部分についても、本件決定では全て不開示とされている。上記のような別件各決定において開示された文書の引用は、本件各文書の各記載欄にどのような内容が記載されているかの例示として引用するものである。後記イについても同じ。)

20 イ 「備考」欄

25 本件各文書の「備考」欄には、当該個人情報ファイルに関する「名称」、「利用に供される事務をつかさどる系の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」の各欄に記載すべき情報以外の情報が記載されている。

別件各決定において開示された文書の「備考」欄には、例えば「1 取り扱う権限を有する者の範囲」、「2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「3 取り扱うことができる場所」、「4 保存すべき場所」、「5 その他」(甲12の1)などの小項目が設けられ、これらの小項目ごとに、例えば上記1には「犯罪鑑識官に所属する職員」、上記2には「電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること」、上記3には「犯罪鑑識官の執務室」、上記5には「廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること」(甲12の1)などの内容が記載されている。

#### 4 争点

本件不開示部分(①「名称」欄(前記第1の2(1)記載の部分)及び②「備考」欄(同(2)記載の部分))に記載された情報が本件各号情報に当たるか。

#### 5 当審における当事者の主張

##### (1) 被控訴人

##### ア 「名称」欄の記載について

「名称」欄には、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、個人情報ファイルの保有開始時期を容易に推測することができる情報が記載されており、同情報が開示されれば、当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲が明らかとなり、警察において収集の対象とされている個人情報の具体的範囲にまで推測が及ぶ可能性があるのであって、国の安全が害されるおそれ又は犯罪予防・捜査等への支障が生じるおそれがあるため、本件各号情報に該当する。

なお、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄の1行目には5文字又は6文字の名称が記載されており、2行目には何も記載されていない。

イ 「備考」欄の記載について

本件各文書の「備考」欄の「4 保存すべき場所」又は「5 その他」には、特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されている場合があり、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、  
5 犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。

本件文書67及び68の「備考」欄には、特定の個人情報ファイルの名称が記載されており、これを開示すれば、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの  
10 保有開始時期を容易に推測することが可能となり、それによって当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲を推測される可能性がある。

本件文書72及び73の「備考」欄には、収集の対象となる特定の犯罪の名称が付されている個人情報ファイル名称及び慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事  
15 件・犯罪やその対象者について個人情報を収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性があり、また、警察職員個人を識別することができるとともに、当該職員やその家族等に危害が加えられるおそれがある。

本件文書77ないし80の「備考」欄には、収集の対象者が付されている個人情報ファイル名称が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の  
20 事件・犯罪やその対象者について個人情報を収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性がある。

したがって、「備考」欄のうち、特定の個人情報ファイルの保管・管理場所、特定の個人情報ファイルの名称、収集の対象となる特定の犯罪の名称が付されている個人情報ファイル名称及び収集の対象者が付されている個人情報ファイル名称が記載されている部分は、本件各号情報に該当する。

5 (2) 控訴人

ア 「名称」欄の記載について

(ア) 「名称」欄についても、「備考」欄と同様に、被控訴人による不開示の範囲が「合理的に区切られた範囲」に限定されているか否かを、審理判断する必要がある。

10 本件文書48ないし53及び55ないし66には、①保有開始の年月日欄の情報が明らかとなる情報と、②犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのかが分かる情報が記載されているところ、①の情報と②の情報は、その内容及び性質が異なるから、容易に区分可能である。本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には1行目に5文字又は6文字の名称が記載されているのみであるとの被控訴人の主張は、「名称」欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、個人情報ファイルの保有開始時期を容易に推測することができるとの被控訴人の主張と整合しない。

15  
20 したがって、被控訴人は、上記①の情報と②の情報に区分した上で、それぞれの情報の不開示事由該当性を明らかにする義務を負っており、不開示情報が記録されていると認められる範囲と記録されていると認められない範囲がある場合には、後者については取消請求を認容すべきであり、両者を特定して区分することができるとはいえない場合には、当該範囲の全体につき取消請求を認容するのが相当である。

25 (イ) 上記①及び②の情報が明らかになったとしても、これと国内外の治安情勢や国際情勢等を照合することはできず、仮に照合できたとしても、

保有開始年月日を推測することはできない。仮に保有開始年月日が明らかになったとしても、保有開始年月日は捜査機関が情報の収集を開始した年月日ではないため、警察の情報収集等の時的範囲を推測することはできない。

したがって、「名称」欄の情報は、本件各号情報には該当しない。

イ 「備考」欄の記載について

本件文書67及び68には、「備考」欄にも「名称」欄の文言が記載されているところ、上記アのとおり、「名称」欄の文言が記載されている部分については、本件各号情報に該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件不開示部分の開示を求める控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 本件各号情報該当性に関する判断枠組みについて

原判決「事実及び理由」第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 判断の対象となる情報の単位について

原判決「事実及び理由」第3の3(1)アに記載のとおりであるから、これを引用する。

4 「名称」欄の記載について

(1) 前記第2の3(10)及び弁論の全趣旨によれば、本件文書48ないし53及び55ないし66の各「名称」欄には、5文字又は6文字から成る当該個人情報ファイルの名称が記載されているところ、その文字数に照らし、「名称」欄の記載全体が独立した一体的な情報であると認められ、また、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期（「保有開始の年月日」欄の情報）を容易に推測することができる情報が記載されていると認められる。

5  
そして、当該個人情報ファイルの保有開始年月日が明らかになれば、当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲（いつから当該個人情報の収集が開始されたか）を推測される可能性があり、特に、特定の時期に発生した顕著な特定の事件等との関係では、当該個人情報ファイルの保有開始年月日が明らかにされるだけで、収集の対象とされた個人情報の具体的範囲にまで推測が及ぶ可能性がある。

したがって、上記各文書の「名称」欄の記載が本件各号情報に該当すると  
してこれを不開示とした警察庁長官の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用  
があるとはいえない。

10 (2)ア 控訴人は、上記各文書の「名称」欄には、①保有開始の年月日欄の情報が  
明らかとなる情報と、②犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集  
しているのかが分かる情報が記載されているところ、①の情報と②の情報  
は、その内容及び性質が異なるから、容易に区分可能である旨主張する。

15 しかし、上記(1)のとおり、上記各文書の「名称」欄に記載されている当該  
個人情報ファイルの名称の文字数はいずれも5文字又は6文字にとどまる  
から、「名称」欄の記載全体を独立した一体的な情報であるととらえるのが  
相当であり、仮に同記載が①及び②の情報のいずれをも含むものであると  
しても、①及び②の情報が区分可能な形で記載されているのではなく、同  
記載全体が①及び②の双方の性質を有しているとみるべきである。

20 したがって、控訴人の主張は採用できない。

イ 控訴人は、①の情報が明らかになったとしても、これと国内外の治安情  
勢や国際情勢等を照合することはできず、仮に照合できたとしても、保有  
開始年月日を推測することはできず、仮に保有開始年月日が明らかになっ  
たとしても、保有開始年月日は捜査機関が情報の収集を開始した年月日  
25 ではないため、警察の情報収集等の時的範囲を推測することはできない旨主  
張する。

しかし、個人情報ファイルの名称は、同ファイルの記載内容を端的に表現したものであり、かつ、他の個人情報ファイルとの識別を可能とするものであると考えられることなどを考慮すると、「名称」欄の記載が5文字又は6文字にとどまることを考慮してもなお、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等とを照合することができる可能性はあり、照合できた場合には、保有開始年月日を容易に推測することができると考えられる。

また、捜査機関の情報収集開始の年月日と当該情報の保有開始年月日が常に一致するわけではないとしても、少なくとも両者の日付は近接していると推認されるから、保有開始年月日が判明することにより、警察の情報収集等の時的範囲を推測することが可能となるおそれは否定できない。

したがって、控訴人の主張は採用できない。

#### 5 「備考」欄の記載について

- (1) 証拠(乙32)及び弁論の全趣旨によれば、本件文書1ないし4、7ないし13、16ないし35、38ないし47、54、69ないし81、101ないし113、121及び122の「備考」欄の「4 保存すべき場所」及び本件文書21ないし24の「備考」欄の「5 その他」の部分には、特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されていると認められ、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等(サイバー攻撃を含む。)が行われる可能性があるとして認められる。

したがって、上記の記載が本件各号情報に該当するとしてこれを不開示とした警察庁長官の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえない。

- (2) 証拠(乙32)及び弁論の全趣旨によれば、本件文書67及び68の「備考」欄には、特定の個人情報ファイルの名称が記載されていると認められ、上記4(1)のとおり、当該情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期(「保有開始の年

月日」欄の情報)を容易に推測することができ、当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲(いつから当該個人情報収集が開始されたか)を推測される可能性がある」と認められる。

したがって、上記の記載が本件各号情報に該当するとしてこれを不開示とした警察庁長官の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえない。

5 (3) 証拠(乙32)及び弁論の全趣旨によれば、本件文書72及び73の「備考」欄には、収集の対象となる特定の犯罪の名称が付されている個人情報ファイル名称及び慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事件・犯罪やその対象者について個人情報収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性があり、また、警察職員個人を識別することができるとともに、当該職員やその家族等に危害が加えられるおそれがあると認められる。

10 したがって、上記の記載が本件各号情報に該当するとしてこれを不開示とした警察庁長官の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえない。

15 (4) 証拠(乙32)及び弁論の全趣旨によれば、本件文書77ないし80の「備考」欄には、収集の対象者が付されている個人情報ファイル名称が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事件・犯罪やその対象者について個人情報収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性がある」と認められる。

20 したがって、上記の記載が本件各号情報に該当するとしてこれを不開示とした警察庁長官の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえない。

25 (5) 控訴人は、本件文書67及び68の「備考」欄のうち「名称」欄の文言が記載されている部分は、本件各号情報に該当しない旨主張する。

しかし、本件文書67及び68の「名称」欄の記載については、これを不開示とした警察庁長官の判断が適法である旨の上告審判決が確定しており（前記第2の3(7))、仮に本件文書67及び68の「備考」欄に記載された文言が同文書の「名称」欄の文言と同一であるとしても、これを不開示とした警察庁長官の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえない。

したがって、控訴人の主張は採用できない。

#### 6 その他

控訴人は、被控訴人に、本件各文書の「名称」欄に一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかにさせ、不開示部分をできる限り細かく区切り、不開示情報に該当すると判断する理由を具体的に主張立証させるため、弁論の再開を求める。

しかし、「名称」欄に記載された文字数に照らせば、「名称」欄の記載全体が独立した一体的な情報であると認められ、本件各号情報に該当するとしてこれを不開示とした警察庁長官の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえないことは、上記4に判示のとおりであり、弁論の再開の必要性はない。

#### 第4 結論

そうすると、本件不開示部分の開示を求める控訴人の請求を棄却した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから、これを棄却すべきである。なお、控訴人は、差戻し前の控訴審及び当審において、第1審で求めていた原判決別表1記載の各部分についての請求を、前記第1の2(1)及び(2)記載の各部分についての請求に減縮したので、原判決主文1項及び2項は、当然にその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。


東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

鹿子木 康 

5

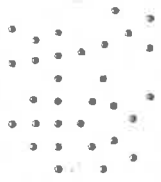
裁判官

向井 宣人 

10

裁判官

脇村 真治 



## 別紙

文書番号 (注1)	頁 (注2)	開示する部分
1	2枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
2	4枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
3	6枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
4	8枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
5	9枚目	「備考」欄
6	10枚目	「備考」欄
7	11枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
8	12枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
9	13枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
10	14枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
11	15枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
12	16枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
13	17枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
14	18枚目	「備考」欄
15	19枚目	「備考」欄
16	20枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
17	21枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
18	22枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
19	23枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
20	24枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
21	26枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文1行目行頭から「にデータ保存し、」 の前までを除く。）
22	27枚目 28枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文1行目行頭から「にデータ保存し、」 の前までを除く。）
23	29枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文1行目行頭から「にデータ保存し、」 の前までを除く。）
24	30枚目 31枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文1行目行頭から「にデータ保存し、」 の前までを除く。）



60	69枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
61	70枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
62	71枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
63	72枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
64	73枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
65	74枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
66	75枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
67	76枚目	「備考」欄（2行目「・名称を「暴力団等情報ファイル」から」の後から3行目「に変更」の前までを除く。）
68	77枚目	「備考」欄（2行目「・名称を「組織犯罪情報ファイル」から」の後から3行目「に変更」の前までを除く。）
69	79枚目	「備考」欄（「(4) 保存すべき場所」の内容を除く。）
70	80枚目	「備考」欄（「(4) 保存すべき場所」の内容を除く。）
71	81枚目	「備考」欄（「(3) 保存すべき場所」の内容を除く。）
72	82枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容、「※ 平成26年7月8日、」の後から「から名称変更」の前まで及び「担当」の内容を除く。）
73	83枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容、「※ 平成26年7月8日、」の後から「から名称変更」の前まで及び「担当」の内容を除く。）
74	84枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容を除く。）
75	85枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容を除く。）
76	86枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容を除く。）
77	87枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の（2）の1行目「平成26年7月8日、」の後から2行目「から名称変更。」の前までを除く。）
78	88枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の（2）の1行目「平成26年7月8日、」の後から2行目「から名称変更。」の前までを除く。）
79	89枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の（2）の1行目「平成26年7月8日、」の後から2行目「から名称変更。」の前までを除く。）
80	90枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の（2）の1行目「平成26年7月8日、」の後から2行目「から名称変更。」の前までを除く。）

81	91枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
101	111枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
102	112枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
103	113枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
104	114枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
105	115枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
106	116枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
107	117枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
108	118枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
109	119枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
110	120枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
111	121枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
112	122枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
113	123枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
121	131枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
122	132枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）

注1 一部開示決定に係る保有個人情報管理簿122件を便宜上整理しやすいように番号を振ったものである（なお、かかる番号は、令和5年5月17日付け東京高等裁判所判決（令和4年（行コ）第31号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件）の別紙記載の文書番号と同様である。）。

注2 新たに開示する部分が上記保有個人情報管理簿122件全体の何枚目に当たるかを示したものである。

これは正本である。

令和8年2月5日

東京高等裁判所第4民事部

裁判所書記官

宮田れい子

